十五　うなぎ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日がふ化の年の翌年の十二月三十一日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日がふ化の年の翌々年の一月一日以後の日であるものをいう（以下同じ。）。

十六　規則第六十九条の三に掲げる要件に該当する特約がある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に百分の百十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

十七　通常塡補方式又は病害低塡補方式により契約を締結した共済契約者（うなぎ養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者を除く。）が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（前号に該当する場合にあっては、同号によって得た率）に、当該共済契約者が締結していた直前の共済契約（当該共済契約に係る養殖を営まなかったものを除く。以下この条において「直前契約」という。）により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受け又は受けないことが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級（直前契約の基準共済掛金率を算出するために乗じた次の表の下欄に掲げる割合に応ずる同表の上欄に掲げる等級をいい、直前契約の共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していない場合における当該直前契約にあっては十四等級とする。以下同じ。）から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級に三を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が二十二等級、二十三等級又は二十四等級の場合は、二十四等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

区分	割合
一等級	百分の五十
二等級	百分の五十
三等級	百分の五十
四等級	百分の五十五
五等級	百分の六十
六等級	百分の六十五
七等級	百分の七十
八等級	百分の七十五
九等級	百分の八十
十等級	百分の八十五
十一等級	百分の九十
十二等級	百分の九十五
十三等級	百分の百
十四等級	百分の百五
十五等級	百分の百十
十六等級	百分の百十五
十七等級	百分の百二十
十八等級	百分の百二十五
十九等級	百分の百三十
二十等級	百分の百三十五
二十一等級	百分の百四十
二十二等級	百分の百四十五
二十三等級	百分の百五十
二十四等級	

十八　全病害不塡補方式又は特定病害不塡補方式により契約を締結した共済契約者（うなぎ養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者を除く。）が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（第十六号に該当する場合にあっては、同号によって得た率）に、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、